

# 児童虐待防止対策の充実について

【担当省庁】厚生労働省

コロナ禍における人とのつながりの希薄化により、児童虐待のリスクの高まりが懸念されることから、国・自治体・関係機関が一体となって、必要な取組を強力に進めていくため、児童虐待防止対策支援事業など相談・対応機能の強化や、これを支える人材育成の仕組みについても、国において構築していただきたい。

なお、児童福祉司等の必要な人員を確保するため、引き続き地方財政措置を講じていただきたい。

## 【現状・課題等】

- 国の児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）では、児童相談所の体制強化として、令和3年度までに児童福祉司を2,020人程度増員する目標等が設定されたが、児童虐待相談対応件数が増加していること等に鑑みて、令和4年度に、さらに505人の増員を目指すこととされた。
- 京都府では、令和4年4月に「子どもを虐待から守る条例」を制定し、虐待防止対策の一層の強化に取り組んでいるが、近年、児童虐待の相談対応件数の増加傾向は続いており、児童の心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加していることから、複雑化する虐待事案への対応には、新たに児童福祉司となった若手職員の育成や、指導する児童福祉司に対する専門性の向上やスキルアップが必要である。
- 従来からのOJTによる人材育成のみでは、大量の未経験者の人材育成が追いつかず、質の担保が困難となるため、現場でのOJTと座学による多様な事例に関する知識の習得とを組み合わせた育成プログラムを構築し、人材育成を効率的に進めることが不可欠である。
- ストレス等による児童虐待のリスクの高まりが懸念されるため、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、SNSを活用した国による相談窓口（児童相談所虐待対応ダイヤル「189」のSNS版）の設置による職員体制の整備など、相談・支援体制の充実が必要である。

|             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 京都府<br>の担当課 | 健康福祉部 家庭支援課 (075-414-4582) |
|-------------|----------------------------|

**【国の事業等】**

**■概算要求〔厚生労働省〕**

▶ 児童虐待防止対策等総合支援事業 276億円（令和4年度予算202億円）

○児童相談所の体制強化

○B・OGの積極的な活用を図ることで児童相談所の若手職員に対する指導等を実施し、児童福祉司等の専門性の向上を図る。

○児童の安全確保等のための体制強化事業

児童相談所における児童虐待相談対応件数の急増に伴う、児童相談所の業務負担軽減を図るため、遠方の施設への入所措置等の際の移送等に係る非常勤職員の雇上費用を補助し、従来、児童福祉司が複数人で対応していた業務の軽減を図る。

○児童虐待防止対策研修事業

児童相談所における虐待相談対応は警察からの通告によるものが5割を占めているほか、2ヶ月超えの一時保護等の家庭裁判所の審判の増加や、令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査も導入されることから、裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等が参加可能な研修や勉強会等を実施した場合に補助額を加算し、児童相談所・市町村の児童虐待の早期発見・早期対応する職員の専門性の強化を図る。

**■児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）**

（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

<児童相談所の体制強化>

|       | H29年度実績 | R4年度目標※1 | 増員数        |
|-------|---------|----------|------------|
| 児童福祉司 | 3,240人  | 5,765人   | + 2,525人程度 |
| 児童心理司 | 1,360人  | 2,348人※2 | + 988人程度   |
| 保健師   | 100人※4  | 210人※3   | + 110人程度   |
| 合計    | 4,700人  | 8,323人   | + 3,623人程度 |

※1：令和4年度児童福祉司等の配置目標（令和4年1月20日事務連絡）

※2：令和6年度までに2,500人

※3：各児童相談所への保健師配置が義務化(R4.4～)。令和2年度末までの目標

※4：複数人配置している児童相談所の人数を含めると140人